

松本市公告第190号

道路維持管理支援システム使用に関する契約を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和8年6月5日

松本市長 臥雲 義尚



1 概要

- (1) 事業名
道路維持管理支援システム使用に関する契約
- (2) システム機能内容
別紙、仕様書のとおり

2 使用期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者又は松本市財務規則（平成3年規則第10号）第104条第1号の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしているものではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 過去5年間に地方公共団体が発注した本業務と同種業務の実績を有していること。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書提出の手続き

- (1) 提出期限
令和8年6月19日（金）17時00分まで（必着）
- (2) 提出書類（各1部）
参加資格書類は、下表の記載内容に準じ作成し、以下の①～④の順にホチキス止めを行い、担当部局へ持参又は郵送で提出すること。

項目	様式番号	提出部数
① 参加表明書	第1号様式	正1部、副1部
② 会社概要	第2号様式	正1部、副1部
③ 導入実績調書	第3号様式	正1部、副1部

項目	様式番号	提出部数
④ 技術者調書	第4号様式	正1部、副1部

6 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和8年6月12日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。

※提出先メールアドレス:iji@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和8年6月17日（水）※予定

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月10日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出書類

企画提案書類は、下表に示す記載内容に準じ作成し、①～③の順にホチキス止めを行い、担当部局へ持参又は郵送にて提出すること。

項目	様式番号	提出部数
① 企画提案書	第5号様式	正1部、副7部 ※②は両面印刷 とすること
② 企画提案書（A4で15ページ以内） ※以下項目に合わせて作成すること 1. 実施方針 2. 実施体制 3. 工程計画 4. システム機能 5. セキュリティ 6. その他提案事項	様式自由 ※表紙・目次は枚数に含まない。提案書にページ番号を付けること ※A4を基本とする。A3を使用する際はA4で2ページと数えること ※本文フォントのサイズは11pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記等はこの限りではないが、明瞭に読み取れるサイズとすること	
③ 見積書	第6号様式 ※内訳がわかるように明細書（様式自由）を添付すること	

8 審査会

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す審査会で行う。

(1) 名称

道路維持管理支援システム使用に関する契約審査委員会

(2) 審査方法

書面審査及びプレゼンテーション審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い

者1者を選定する。全参加者の技術評価点が基準点（審査員の技術評価合計点の6割）未満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査日 令和8年7月27日（月）※予定

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が、提案上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

10 契約に関する事項

審査委員会で選定された候補者は、企画提案資料に基づき、本市詳細な内容について協議を行った上で、松本市財務規則に従い、予算の範囲内において契約を締結する。

候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった提案を行った事業者のうち、評価点が上位であった者を繰り上げるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提案は1件に限るものとする。
- (2) 企画提案書等の資料の作成及びプロポーザルへの参加に当たって必要な費用は、参加する事業者の負担とする。
- (3) 本業務について、参加表明書類提出後に辞退する場合、辞退届（様式は自由）に辞退理由を明記の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退しても指名停止措置など不利益となる措置は一切ないものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルにて収集した個人情報、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的で使用しないものとする。

12 問合せ先

担当 松本市建設部維持課（担当 成澤）

TEL 0263-34-3244

FAX 0263-33-2939

メール iji@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。